

目 次

内 容		頁
議案第 107 号関係	寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例及び寝屋川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正	76
議案第 108 号関係	寝屋川市国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に関する条例の廃止等	99

寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例 及び寝屋川市一般職の任期付職員の採用 等に関する条例の一部改正

1 改正理由

一般職の職員について、給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の額等の改定を行うなどのため、一部改正を行う。

2 改正内容

(1) 『寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例』の一部改正〈第1条〉

ア 給料月額 (別表第1、別表第2関係)

給料表の給料月額を引き上げる。(引上げ率=平均2.51%(9,261円))

イ 初任給調整手当 (第12条の2関係)

医療職給料表の適用を受ける所定の職員に支給する初任給調整手当の支給月額の限度を引き上げる。(252,400円→253,100円)

ウ 通勤手当 (第14条の4関係)

自動車等を使用することを常例とする職員の距離区分ごとの支給月額を引き上げる。(200円～1,500円増)

エ 宿日直手当 (第20条関係)

宿日直手当の支給額の限度を引き上げる。(4,400円→4,700円)

オ 期末手当 (第22条関係)

12月期の支給割合を100分の127.5とする。〔【参考】参照〕

(定年前再任用短時間勤務職員・暫定再任用職員にあっては、100分の72.5とする。〔【参考】参照〕)

カ 勤勉手当 (第23条関係)

12月期の支給割合を100分の107.5とする。〔【参考】参照〕

(定年前再任用短時間勤務職員・暫定再任用職員にあっては、100分の52.5とする。〔【参考】参照〕)

(2) 『寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例』の一部改正〈第2条〉

ア 期末手当 (第22条関係)

6月期及び12月期の支給割合をそれぞれ100分の126.25とする。

(【参考】参照)

(定年再任用短時間勤務職員・暫定再任用職員にあっては、100分の 71.25 とする。(【参考】参照))

イ 勤勉手当 (第23条関係)

6 月期及び12月期の支給割合をそれぞれ100分の 106.25 とする。

(【参考】参照)

(定年再任用短時間勤務職員・暫定再任用職員にあっては、100分の 51.25 とする。(【参考】参照))

(3) 『寝屋川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例』の一部改正 (第3条)

ア 給料月額 (第7条、第11条関係)

特定任期付職員及び任期付職員に適用する給料表の給料月額を引き上げる。

イ 期末手当・勤勉手当 (第8条関係)

特定任期付職員に支給する期末手当について、12月期の支給割合を100分の 97.5 とし、勤勉手当について、12 月期の支給割合を 100 分の 90 とする。(【参考】参照)

(4) 『寝屋川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例』の一部改正 (第4条)

ア 期末手当・勤勉手当 (第8条関係)

特定任期付職員に支給する期末手当について、6 月期及び12月期の支給割合をそれぞれ100分の 96.25 とし、勤勉手当について、6 月期及び12月期の支給割合をそれぞれ100分の 88.75 とする。(【参考】参照)

(5) 附則

ア 施行期日

公布の日 ((2)及び(4)は、令和 8 年 4 月 1 日)

イ 適用及び給与の内払

(1)及び(3)については、令和 7 年 4 月 1 日から適用し、それぞれ、改正前の条例に基づいて支給された給与は、改正後の条例による給与の内払とみなす。

[根拠法令]

地方自治法第96条第1項第1号

【参考】

期末手当・勤勉手当の支給割合

(1) 一般職の職員 ((2)及び(3)を除く。)

	現 行			令和 7 年度			令和 8 年度以降		
	期末	勤勉	計	期末	勤勉	計	期末	勤勉	計
6 月期	1. 25	1. 05	2. 30	1. 25	1. 05	2. 30	<u>1. 2625</u>	<u>1. 0625</u>	<u>2. 325</u>
12月期	1. 25	1. 05	2. 30	<u>1. 275</u>	<u>1. 075</u>	<u>2. 35</u>	<u>1. 2625</u>	<u>1. 0625</u>	<u>2. 325</u>
計	2. 50	2. 10	4. 60	<u>2. 525</u>	<u>2. 125</u>	<u>4. 65</u>	2. 525	2. 125	4. 65

(2) 定年前再任用短時間勤務職員・暫定再任用職員

	現 行			令和 7 年度			令和 8 年度以降		
	期末	勤勉	計	期末	勤勉	計	期末	勤勉	計
6 月期	0. 70	0. 50	1. 20	0. 70	0. 50	1. 20	<u>0. 7125</u>	<u>0. 5125</u>	<u>1. 225</u>
12月期	0. 70	0. 50	1. 20	<u>0. 725</u>	<u>0. 525</u>	<u>1. 25</u>	<u>0. 7125</u>	<u>0. 5125</u>	<u>1. 225</u>
計	1. 40	1. 00	2. 40	<u>1. 425</u>	<u>1. 025</u>	<u>2. 45</u>	1. 425	1. 025	2. 45

(3) 特定任期付職員

	現 行			令和 7 年度			令和 8 年度以降		
	期末	勤勉	計	期末	勤勉	計	期末	勤勉	計
6 月期	0. 95	0. 875	1. 825	0. 95	0. 875	1. 825	<u>0. 9625</u>	<u>0. 8875</u>	<u>1. 85</u>
12月期	0. 95	0. 875	1. 825	<u>0. 975</u>	<u>0. 90</u>	<u>1. 875</u>	<u>0. 9625</u>	<u>0. 8875</u>	<u>1. 85</u>
計	1. 90	1. 75	3. 65	<u>1. 925</u>	<u>1. 775</u>	<u>3. 70</u>	1. 925	1. 775	3. 70

寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例及び寝屋川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正

No.1

1 寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例（第1条関係）

改正案	現行																		
(初任給調整手当) 第12条の2 医療職給料表の適用を受ける職員の職のうち、採用による欠員の補充が困難であると認められる職に新たに採用された職員には、月額253,100円を超えない範囲内の額を、採用の日から35年以内の期間、採用の日（採用後規則で定める期間を経過した日）から1年を経過することによりその額を減じて、初任給調整手当として支給する。 2・3 (略) (通勤手当) 第14条の4 通勤手当は、次の表の左欄に掲げる職員（次項に規定する者を除く。）に対し、6か月を超えない範囲内で、月の初日からその月以後の月の末日までの期間として規則で定める期間（以下「支給対象期間」という。）につき、それぞれ同表の右欄に掲げる額を支給する。 <table><tr><th colspan="2">通勤手当支給対象職員</th><th>通勤手当の額</th></tr><tr><td>ア</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>イ</td><td>通勤のため自動車、自転車、原動機付自転車、自動車</td><td>次の各号に掲げる区分に定める額にその者の支給</td></tr></table>	通勤手当支給対象職員		通勤手当の額	ア	(略)	(略)	イ	通勤のため自動車、自転車、原動機付自転車、自動車	次の各号に掲げる区分に定める額にその者の支給	(初任給調整手当) 第12条の2 医療職給料表の適用を受ける職員の職のうち、採用による欠員の補充が困難であると認められる職に新たに採用された職員には、月額252,400円を超えない範囲内の額を、採用の日から35年以内の期間、採用の日（採用後規則で定める期間を経過した日）から1年を経過することによりその額を減じて、初任給調整手当として支給する。 2・3 (略) (通勤手当) 第14条の4 通勤手当は、次の表の左欄に掲げる職員（次項に規定する者を除く。）に対し、6か月を超えない範囲内で、月の初日からその月以後の月の末日までの期間として規則で定める期間（以下「支給対象期間」という。）につき、それぞれ同表の右欄に掲げる額を支給する。 <table><tr><th colspan="2">通勤手当支給対象職員</th><th>通勤手当の額</th></tr><tr><td>ア</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>イ</td><td>通勤のため自動車、自転車、原動機付自転車、自動車</td><td>次の各号に掲げる区分に定める額にその者の支給</td></tr></table>	通勤手当支給対象職員		通勤手当の額	ア	(略)	(略)	イ	通勤のため自動車、自転車、原動機付自転車、自動車	次の各号に掲げる区分に定める額にその者の支給
通勤手当支給対象職員		通勤手当の額																	
ア	(略)	(略)																	
イ	通勤のため自動車、自転車、原動機付自転車、自動車	次の各号に掲げる区分に定める額にその者の支給																	
通勤手当支給対象職員		通勤手当の額																	
ア	(略)	(略)																	
イ	通勤のため自動車、自転車、原動機付自転車、自動車	次の各号に掲げる区分に定める額にその者の支給																	

改正案	現行
二輪、その他市長が特に承認する交通の用具（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員 対象期間における月数を乗じて得た額 (1) 通勤距離が片道5キロメートル未満 月額 2,000 円 (2) 通勤距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満 月額 4,200 円 (3) 通勤距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満 月額 7,300 円 (4) 通勤距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満 月額 10,400 円 (5) 通勤距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満 月額 13,500 円 (6) 通勤距離が片道25キロメートル以上30キロ	二輪、その他市長が特に承認する交通の用具（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員 対象期間における月数を乗じて得た額 (1) 通勤距離が片道5キロメートル未満 月額 2,000 円 (2) 通勤距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満 月額 4,200 円 (3) 通勤距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満 月額 7,100 円 (4) 通勤距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満 月額 10,000 円 (5) 通勤距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満 月額 12,900 円 (6) 通勤距離が片道25キロメートル以上30キロ

改 正 案		現 行	
	メートル未満 月額 16,600 円 (7) 通勤距離が片道 30 キロメートル以上 35 キロメートル未満 月額 19,700 円 (8) 通勤距離が片道 35 キロメートル以上 40 キロメートル未満 月額 22,800 円 (9) 通勤距離が片道 40 キロメートル以上 月額 25,900 円		メートル未満 月額 15,800 円 (7) 通勤距離が片道 30 キロメートル以上 35 キロメートル未満 月額 18,700 円 (8) 通勤距離が片道 35 キロメートル以上 40 キロメートル未満 月額 21,600 円 (9) 通勤距離が片道 40 キロメートル以上 月額 24,400 円
ウ	(略)	ウ	(略)
2～5 (略) (宿日直手当)	2～5 (略) (宿日直手当)	2～5 (略) (宿日直手当)	2～5 (略) (宿日直手当)
第20条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務 1 回につき 4,700 円を超えない範囲内において市長が定める額を宿日直手当として支給する。	第20条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務 1 回につき 4,700 円を超えない範囲内において市長が定める額を宿日直手当として支給する。	第20条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務 1 回につき 4,400 円を超えない範囲内において市長が定める額を宿日直手当として支給する。	第20条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務 1 回につき 4,400 円を超えない範囲内において市長が定める額を宿日直手当として支給する。
2 (略) (期末手当)	2 (略) (期末手当)	2 (略) (期末手当)	2 (略) (期末手当)
第22条 (略)	第22条 (略)	第22条 (略)	第22条 (略)
2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6 月に支給する場合 には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5を乗	2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6 月に支給する場合 には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5を乗	2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の125	2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の125
			を乗

改正案	現行
じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「<u>100分の70</u>」と、「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」とする。 4～7 (略) (勤勉手当) 第23条 (略) 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の総額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当の月額合計額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5を乗じて得た額の総額 (2) 定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100	じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは、「<u>100分の70</u>」とする。 4～7 (略) (勤勉手当) 第23条 (略) 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の総額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当の月額合計額を加算した額に100分の105 を乗じて得た額の総額 (2) 定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u>

改 正 案	現 行
分の50、12月に支給する場合には100分の52.5を乗じて得た 額の総額 3～6 (略) 別表第1 (第3条関係) 行政職給料表 【別紙1 改正案】 (88ページ～90ページ) 別表第2 (第3条関係) 医療職給料表 【別紙2 改正案】 (94ページ～95ページ)	を乗じて得た 額の総額 3～6 (略) 別表第1 (第3条関係) 行政職給料表 【別紙1 現行】 (91ページ～93ページ) 別表第2 (第3条関係) 医療職給料表 【別紙2 現行】 (96ページ～97ページ)

2 寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例 (第2条関係) ※「現行」は、第1条による改正後のものとする。

改 正 案	現 行
(期末手当) 第22条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の126.25を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に並び、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の126.25」とあるのは、「100分の71.25」とする。	(期末手当) 第22条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に並び、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」とする。

改 正 案	現 行
4～7 (略) (勤勉手当) 第23条 (略) 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の総額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の106.25 を乗じて得た額の総額 (2) 定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の51.25 を乗じて得た額の総額 3～6 (略)	4～7 (略) (勤勉手当) 第23条 (略) 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の総額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5を乗じて得た額の総額 (2) 定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の50、12月に支給する場合には100分の52.5を乗じて得た額の総額 3～6 (略)

3 寝屋川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例 (第3条関係)

改正案	現行																												
(特定任期付職員の給与の特例) 第7条 特定任期付職員 (次の各号に掲げる職員である特定任期付職員を除く。以下この条及び次条において同じ。)には、次の給料表を適用する。 (1)・(2) (略) <table border="1" data-bbox="539 1191 919 1966"> <thead> <tr> <th>号</th><th>給 料 月 額</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>405,000</td></tr> <tr><td>2</td><td>455,000</td></tr> <tr><td>3</td><td>508,000</td></tr> <tr><td>4</td><td>574,000</td></tr> <tr><td>5</td><td>655,000</td></tr> <tr><td>6</td><td>765,000</td></tr> </tbody> </table> 2・3 (略) (特定任期付職員に係る給与条例の適用除外等) 第8条 (略) 2 特定任期付職員に対する給与条例第21条の2第1項、第22条第2項及び第23条第2項第1号の規定の適用については、給与条例第21条の2第1項中「第12条第1項に規定する職員」とあるのは「第12条第1項に規定する職員 (寝屋川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例 (平成15年寝屋川市条例第15号) 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。)」と、給与条例第22条第2項中「100分の125」	号	給 料 月 額	1	405,000	2	455,000	3	508,000	4	574,000	5	655,000	6	765,000	(特定任期付職員の給与の特例) 第7条 特定任期付職員 (次の各号に掲げる職員である特定任期付職員を除く。以下この条及び次条において同じ。)には、次の給料表を適用する。 (1)・(2) (略) <table border="1" data-bbox="539 264 919 1039"> <thead> <tr> <th>号</th><th>給 料 月 額</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>392,000</td></tr> <tr><td>2</td><td>440,000</td></tr> <tr><td>3</td><td>492,000</td></tr> <tr><td>4</td><td>555,000</td></tr> <tr><td>5</td><td>634,000</td></tr> <tr><td>6</td><td>740,000</td></tr> </tbody> </table> 2・3 (略) (特定任期付職員に係る給与条例の適用除外等) 第8条 (略) 2 特定任期付職員に対する給与条例第21条の2第1項、第22条第2項及び第23条第2項第1号の規定の適用については、給与条例第21条の2第1項中「第12条第1項に規定する職員」とあるのは「第12条第1項に規定する職員 (寝屋川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例 (平成15年寝屋川市条例第15号) 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。)」と、給与条例第22条第2項中「100分の125」	号	給 料 月 額	1	392,000	2	440,000	3	492,000	4	555,000	5	634,000	6	740,000
号	給 料 月 額																												
1	405,000																												
2	455,000																												
3	508,000																												
4	574,000																												
5	655,000																												
6	765,000																												
号	給 料 月 額																												
1	392,000																												
2	440,000																												
3	492,000																												
4	555,000																												
5	634,000																												
6	740,000																												

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例（次項において「改正後の給与条例」という。）の規定及び第3条の規定による改正後の寝屋川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（次項において「改正後の任期付職員条例」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例又は第3条の規定による改正前の寝屋川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

(第1条関係)

【別紙1 改正案】

別表第1 (第3条関係)

行政職給料表

職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700	471,900
2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600	477,200
3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500	482,100
4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300	486,700
5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100	490,700
6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900	494,100
7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700	497,000
8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500	499,500
9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100	501,500
10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600	
11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100	
12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600	
13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100	
14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400	
15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700	
16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900	
17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100	
18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400	
19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700	
20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900	
21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100	
22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900	
23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700	
24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500	
25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100	
26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700	
27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300	
28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900	
29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600	
30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400	
31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800	
32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500	
33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000	
34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400	
35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800	
36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200	
37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600	
38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900	
39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200	
40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500	
41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700	461,800	
42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900	462,100	
43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200	462,400	
44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500	462,700	
45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800	463,000	
46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100		

47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400		
48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700		
49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900		
50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200		
51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400		
52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700		
53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900		
54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200		
55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500		
56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800		
57	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600	423,000		
58	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200	423,300		
59	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800	423,600		
60	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300	423,800		
61	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700	424,000		
62	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200	424,300		
63	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700	424,600		
64	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300	424,800		
65	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600	425,000		
66	260,200	298,800	346,600	387,700	404,000	425,300		
67	260,500	299,300	347,300	388,400	404,300	425,600		
68	260,800	299,900	347,900	389,000	404,700	425,800		
69	261,100	300,300	348,400	389,400	405,000	426,000		
70	261,400	300,800	349,000	389,900	405,300	426,300		
71	261,700	301,300	349,500	390,500	405,600	426,600		
72	262,000	301,900	350,100	391,000	405,800	426,800		
73	262,300	302,400	350,400	391,500	406,000	427,000		
74	262,600	302,800	350,900	392,100	406,300			
75	262,900	303,100	351,200	392,500	406,600			
76	263,200	303,400	351,600	392,800	406,800			
77	263,500	303,600	352,000	393,200	407,000			
78	263,800	303,900	352,500	393,700	407,300			
79	264,100	304,100	353,000	394,100	407,600			
80	264,400	304,400	353,500	394,500	407,800			
81	264,700	304,600	353,800	394,900	408,000			
82	265,000	304,800	354,200	395,400	408,300			
83	265,300	305,100	354,600	395,800	408,600			
84	265,600	305,300	355,000	396,200	408,800			
85	265,900	305,600	355,300	396,500	409,000			
86	266,200	305,800	355,700					
87	266,500	306,100	356,100					
88	266,800	306,400	356,500					
89	267,100	306,700	356,700					
90	267,400	307,000	357,100					
91	267,700	307,300	357,500					
92	268,000	307,600	357,900					
93	268,300	307,800	358,100					
94		308,000	358,400					
95		308,300	358,800					
96		308,700	359,100					
97		308,900	359,400					
98		309,200	359,800					
99		309,500	360,200					
100		309,900	360,600					
101		310,100	361,100					
102		310,400	361,500					
103		310,700	361,900					

104		311,000	362,300					
105		311,200	362,800					
106		311,500	363,200					
107		311,800	363,500					
108		312,100	363,800					
109		312,300	364,200					
110		312,600						
111		313,000						
112		313,300						
113		313,500						
114		313,700						
115		314,000						
116		314,400						
117		314,600						
118		314,800						
119		315,100						
120		315,400						
121		315,700						
122		315,900						
123		316,200						
124		316,500						
125		316,800						
定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
	200,300	227,800	227,800	227,800	269,500	290,100	305,700	331,900

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない職員に適用する。

【別紙1 現行】

別表第1（第3条関係）
行政職給料表

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300
2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	463,800
3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	468,800
4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	473,500
5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	477,500
6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	481,000
7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	484,000
8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	486,500
9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	488,500
10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200	
11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700	
12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200	
13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700	
14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000	
15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300	
16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500	
17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700	
18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000	
19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300	
20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500	
21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700	
22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500	
23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300	
24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100	
25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700	
26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300	
27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900	
28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500	
29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200	
30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000	
31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400	
32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100	
33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600	
34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000	
35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400	
36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800	
37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200	
38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600	
39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000	
40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300	
41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600	
42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000	
43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300	
44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600	
45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900	
46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700		

47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000		
48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300		
49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500		
50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800		
51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100		
52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400		
53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600		
54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900		
55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200		
56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500		
57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700		
58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000		
59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300		
60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500		
61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700		
62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000		
63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300		
64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500		
65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700		
66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000		
67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300		
68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500		
69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700		
70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000		
71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300		
72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500		
73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700		
74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500			
75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800			
76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000			
77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200			
78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500			
79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800			
80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000			
81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200			
82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500			
83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800			
84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000			
85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200			
86	256,000	297,100	346,000					
87	256,300	297,400	346,400					
88	256,600	297,700	346,800					
89	256,900	298,000	347,000					
90	257,200	298,300	347,400					
91	257,500	298,600	347,800					
92	257,800	299,000	348,200					
93	258,100	299,200	348,400					
94		299,400	348,800					
95		299,700	349,200					
96		300,100	349,500					
97		300,300	349,800					
98		300,600	350,200					
99		301,000	350,600					
100		301,400	351,000					
101		301,600	351,500					
102		301,900	351,900					
103		302,200	352,300					

104		302,500	352,700					
105		302,700	353,200					
106		303,000	353,600					
107		303,300	353,900					
108		303,600	354,200					
109		303,800	354,700					
110		304,200						
111		304,600						
112		304,900						
113		305,100						
114		305,300						
115		305,600						
116		306,000						
117		306,200						
118		306,400						
119		306,700						
120		307,000						
121		307,400						
122		307,600						
123		307,900						
124		308,200						
125		308,500						
定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
	192,000	219,500	219,500	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない職員に適用する。

【別紙2 改正案】

別表第2（第3条関係）

医療職給料表

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円
1	305,600	415,600	470,300	566,200
2	307,900	418,300	472,300	572,300
3	310,200	420,900	474,200	577,400
4	312,400	423,300	476,100	582,100
5	314,500	425,600	477,500	586,400
6	318,000	427,800	479,200	590,700
7	321,500	429,800	481,000	594,100
8	324,900	431,900	482,800	597,000
9	328,300	434,000	484,600	599,500
10	331,800	435,500	486,300	601,800
11	335,200	437,000	488,100	
12	338,600	438,500	489,900	
13	342,000	439,900	491,700	
14	345,500	441,300	493,400	
15	348,900	442,800	495,200	
16	352,300	444,200	497,000	
17	355,700	445,500	498,800	
18	358,800	447,000	500,700	
19	362,000	448,400	502,600	
20	365,200	449,800	504,500	
21	368,500	451,100	506,400	
22	371,600	452,600	508,100	
23	374,700	454,000	509,900	
24	377,700	455,400	511,700	
25	380,800	456,800	513,300	
26	383,100	458,200	515,100	
27	385,400	459,500	516,900	
28	387,600	460,900	518,400	
29	389,500	462,300	519,800	
30	391,200	463,600	521,500	
31	392,900	465,000	523,300	
32	394,700	466,400	525,000	
33	396,400	467,700	526,500	
34	398,200	469,100	527,800	
35	399,800	470,400	529,100	
36	401,100	471,800	530,400	
37	402,500	473,200	531,400	
38	403,900	474,900	532,700	
39	405,300	476,500	534,000	
40	406,700	478,000	535,300	
41	408,200	479,600	536,300	
42	408,900	480,800	537,100	
43	409,500	481,900	537,900	
44	410,100	483,000	538,700	
45	410,900	484,000	539,600	
46	411,500	484,900	540,400	
47	412,100	485,800	541,200	
48	412,600	486,600	541,900	

49	413,100	487,300	542,700	
50	413,500	488,000	543,500	
51	414,000	488,700	544,200	
52	414,400	489,300	545,100	
53	414,800	489,900	546,000	
54	415,100	490,600	546,800	
55	415,400	491,200	547,700	
56	415,800	491,800	548,600	
57	416,100	492,100	549,400	
58	416,500	492,700	550,200	
59	416,800	493,300	551,000	
60	417,200	494,000	551,700	
61	417,600	494,400	552,500	
62	417,900	495,000	553,400	
63	418,200	495,700	554,300	
64	418,500	496,400	555,200	
65	418,800	496,800	556,000	
66		497,400	556,900	
67		498,000	557,800	
68		498,500	558,700	
69		499,000	559,500	
70		499,500	560,400	
71		500,000	561,300	
72		500,500	562,200	
73		500,900	563,000	
74		501,400		
75		501,800		
76		502,200		
77		502,700		
78		503,300		
79		503,800		
80		504,200		
81		504,700		
82		505,300		
83		505,900		
84		506,400		
85		506,900		
定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基準給料 月額 円 312,900	基準給料 月額 円 356,500	基準給料 月額 円 412,800	基準給料 月額 円 488,500

備考 この表は、医師その他の職員で規則で定めるものに適用する。

【別紙2 現行】

別表第2（第3条関係）
医療職給料表

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円
1	291,400	400,300	455,100	549,800
2	293,700	403,000	457,100	555,900
3	296,000	405,600	459,000	561,200
4	298,200	408,100	460,900	566,100
5	300,300	410,500	462,300	570,500
6	303,800	412,700	464,100	574,800
7	307,300	414,800	465,900	578,400
8	310,700	416,900	467,700	581,400
9	314,100	419,000	469,500	583,900
10	317,600	420,500	471,300	586,200
11	321,000	422,000	473,100	
12	324,400	423,500	474,900	
13	327,800	424,900	476,700	
14	331,300	426,400	478,500	
15	334,700	427,900	480,300	
16	338,100	429,300	482,100	
17	341,500	430,700	483,900	
18	344,600	432,200	485,800	
19	347,700	433,700	487,700	
20	350,800	435,100	489,600	
21	354,000	436,500	491,500	
22	357,100	438,000	493,200	
23	360,200	439,500	495,000	
24	363,200	440,900	496,800	
25	366,200	442,300	498,400	
26	368,500	443,700	500,200	
27	370,800	445,100	502,000	
28	373,000	446,500	503,600	
29	374,900	447,900	505,000	
30	376,600	449,300	506,700	
31	378,300	450,700	508,500	
32	380,100	452,100	510,200	
33	381,900	453,500	511,700	
34	383,700	454,900	513,000	
35	385,300	456,300	514,300	
36	386,700	457,700	515,600	
37	388,100	459,100	516,600	
38	389,600	460,800	517,900	
39	391,100	462,400	519,200	
40	392,600	464,000	520,500	
41	394,100	465,600	521,500	
42	394,800	466,800	522,300	
43	395,400	468,000	523,100	
44	396,100	469,100	523,900	
45	397,000	470,100	524,800	
46	397,600	471,100	525,600	
47	398,200	472,000	526,400	
48	398,800	472,800	527,100	

49	399,400	473,500	527,900	
50	399,900	474,200	528,700	
51	400,400	474,900	529,400	
52	400,900	475,500	530,300	
53	401,400	476,200	531,200	
54	401,800	476,900	532,000	
55	402,200	477,500	532,900	
56	402,600	478,100	533,800	
57	403,000	478,400	534,600	
58	403,400	479,000	535,500	
59	403,800	479,700	536,400	
60	404,200	480,400	537,100	
61	404,600	480,800	537,900	
62	405,000	481,400	538,800	
63	405,400	482,100	539,700	
64	405,800	482,800	540,600	
65	406,100	483,200	541,400	
66		483,800	542,300	
67		484,400	543,200	
68		484,900	544,100	
69		485,400	544,900	
70		485,900	545,800	
71		486,400	546,700	
72		486,900	547,600	
73		487,300	548,400	
74		487,800		
75		488,200		
76		488,700		
77		489,200		
78		489,800		
79		490,400		
80		490,800		
81		491,300		
82		491,900		
83		492,500		
84		493,000		
85		493,500		
定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
	円 301,700	円 344,400	円 399,500	円 473,300

備考 この表は、医師その他の職員で規則で定めるものに適用する。

(第3条関係)

【別紙3 改正案】

別表 (第11条関係)

号給	給料月額
	円
1	195,800
2	198,100
3	199,200
4	200,300
5	202,000
6	203,600
7	206,700
8	210,000
9	213,100
10	216,500
11	219,400
12	222,600
13	231,200
14	234,600
15	237,500
16	239,500
17	239,800
18	242,200
19	242,400
20	243,500
21	244,800
22	244,900
23	245,800
24	246,100
25	247,000
26	247,400
27	247,500
28	249,000
29	249,700
30	250,300
31	251,200
32	251,400
33	253,100
34	255,600
35	257,000
36	258,100
37	259,800
38	267,600
39	270,300
40	273,000
41	275,000
42	285,200
43	286,600
44	287,900
45	289,000
46	289,800

47	290,900
48	293,600
49	294,500
50	295,400
51	296,300
52	297,200
53	298,100

【別紙3 現行】

別表 (第11条関係)

号給	給料月額
	円
1	175,800
2	178,300
3	180,600
4	183,100
5	185,700
6	189,100
7	194,500
8	197,800
9	201,000
10	204,400
11	207,400
12	210,600
13	218,500
14	222,000
15	225,100
16	227,100
17	227,400
18	229,800
19	230,000
20	231,100
21	232,400
22	232,500
23	233,000
24	233,700
25	234,600
26	235,000
27	236,000
28	236,700
29	237,400
30	239,000
31	239,200
32	239,400
33	242,000
34	244,800
35	246,200
36	247,400
37	250,300
38	254,300
39	257,500
40	260,300
41	262,600
42	273,400
43	274,800
44	276,200
45	277,300
46	278,300

47	279,400
48	282,300
49	283,300
50	284,300
51	285,300
52	286,300
53	287,300

寝屋川市国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に関する条例の廃止等

1 改正理由

『関西圏 国家戦略特別区域 区域計画』が変更され、寝屋川市の区域内における国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業が令和7年11月28日限りで終了したため、『寝屋川市国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に関する条例』を廃止する。

また、このことに伴う規定の整理を行う等のため、『寝屋川市保健所事務手数料条例』の一部改正を行う。

2 改正内容

- (1) 『寝屋川市国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に関する条例』の廃止〈第1条〉

ア 『寝屋川市国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に関する条例』を廃止する。

- (2) 『寝屋川市保健所事務手数料条例』の一部改正〈第2条〉

ア 国家戦略特別区域法に関する事務(別表第20関係)

国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に関する規定を削る。

イ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に関する事務(別表第16関係)

引用する『医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律』の条項を改める。

- (3) 附則

施行期日 公布の日。ただし、(2)イは令和8年5月1日から施行する。

〔根拠法令〕

地方自治法第96条第1項第1号

寝屋川市国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に関する条例の廃止等

No.1

寝屋川市保健所事務手数料条例（第2条関係）

改正案			現行		
(手数料を徴収する事務及び手数料の額)			(手数料を徴収する事務及び手数料の額)		
第2条 別表第1から別表第21までの区分の欄に掲げる事務については、これらの表の金額の欄に定める額の手数料を、申請をする者から徴収する。			第2条 別表第1から別表第22までの区分の欄に掲げる事務については、これらの表の金額の欄に定める額の手数料を、申請をする者から徴収する。		
別表第16 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下この表において「法」という。）に関する事務			別表第16 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下この表において「法」という。）に関する事務		
項	区分	金額	項	区分	金額
1～7	(略)	(略)	1～7	(略)	(略)
8	法第14条第13項の規定による薬局製造販売医薬品の製造販売の一部変更の承認の申請に対する審査	1品目につき90円	8	法第14条第15項の規定による薬局製造販売医薬品の製造販売の一部変更の承認の申請に対する審査	1品目につき90円
9～22	(略)	(略)	9～22	(略)	(略)
(削る)			別表第20 国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）に関する事務		
項	区分	金額	項	区分	金額
1	国家戦略特別区域法第13条第1項の規定による特定認定の申請に対する審査	1件につき21,200円	1	国家戦略特別区域法第13条第1項の規定による特定認定の申請に対する審査	1件につき21,200円

改正案	現行
別表第20・別表第21 (略)	2 国家戦略特別区域法第13条第6項の規定による変更の認定の申請に対する審査 1件につき10,500円 (国家戦略特別区域法第13条第6項の変更であって、同条第1項の特定認定を受けた事業の用に供する居室と同一の施設内において当該居室と同一の規格の居室を当該事業の用に供するもの、居室の数を減少させるもの又は施設の構造、面積、設備及び器具の変更を伴わないものにあつては、2,500円) 別表第21・別表第22 (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条中寝屋川市保健所事務手数料条例別表第16の改正規定は、令和8年5月1日から施行する。